

文書等公開決定等期間特例延長通知書

第 号 年 月 日	
様 鎌倉市川喜多映画記念館指定管理者 川喜多・KBSグループ 共同事業体代表者 公益財団法人川喜多記念映画文化財団 代表理事 武田 和 ㊞	
年 月 日に公開申出のありました文書等については、川喜多・KBSグループ 情報公開取扱規程第11条の規定により、申出のあった日から起算して60日以内に文書等の 相当の部分について諾否の決定を行い、残りの文書等については、相当の期間内に諾否の 決定を行いますので、次のとおり通知します。 なお、諾否の決定を行ったときは、通知します。	
公開申出に係る 公開の方法	1 閲覧又は視聴 2 写しの交付
公開申出に係る 文書等の内容	
60日以内に文書 等のすべてにつ いて諾否の決定 を行うことがで きない理由	
文書等の相当の 部分について諾 否の決定を行う 期限	年 月 日
残りの文書等 に ついて諾否の決 定を行う期限	年 月 日

問い合わせ先 鎌倉市川喜多映画記念館指定管理者 川喜多・KBSグループ
 電話 0467-23-2500